

デベロッパは、本書によりAppleがデベロッパに提供する本別紙2に対し、クリックして同意することにより、デベロッパとAppleとの間で現在有効である特定のApple Developer Program使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）を修正して本契約に本別紙2を追加する（既存の別紙2がある場合は置き換える）ことについてAppleに同意するものとします。本書において別途定める場合を除き、（英文では）大文字で始まる用語はすべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙2

1. 代理人および問屋の指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびAppleの子会社（本別紙2において「Apple」と総称します）を（i）本別紙2に対する添付書類A第1条に列挙する国々（変更されることがあります）に所在するエンドユーザに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、（ii）本別紙2に対する添付書類A第2条に列挙する国々（変更されることがあります）に所在するエンドユーザに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの問屋として、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの国々の最新のリストは、App Store Connectツールにおいて定められなければならない、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、1つまたは複数のApp Storeを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めます。本別紙2において、以下の定義が適用されます。

（a）「デベロッパ」とは、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザを含みます。並びに、

（b）「エンドユーザ」とは、個人の購入者およびFamily Sharing経由で彼らのアカウントと関連付けられた資格を有するユーザのことをいいます。組織の顧客については、「エンドユーザ」とは、組織の購入者によりライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共用デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、およびその従業員、代理人および関連会社が使用するためにライセンスアプリケーションを入手したAppleが承認した教育機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

（c）本別紙2において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張、スタンプまたはサービスを含むものとします。

1.2 本別紙2の第1.1条に基づくAppleの指名に基づき、デベロッパはAppleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

（a）デベロッパのために、App Store Connectツールでデベロッパにより特定された国に所在するエンドユーザについて、ライセンスアプリケーションを販売、勧誘および受注すること。

（b）ライセンスアプリケーションのストレージおよびエンドユーザアクセスさせるため、並びに、その他Appleによりライセンスまたは許諾された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

（c）セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含む、エンドユーザが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマットおよびその他

の準備を行うこと。

(d) 1つ以上のApp Storeを介して、エンドユーザが、デベロッパが開発した当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザが、ライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可し、または、特定の大量コンテンツ購入の海外移転の際に、エンドユーザがそうできるようにアレンジすること、並びに、デベロッパが、Family Sharing経由で家族の他のメンバーと関連付けられた個人のアカウントがライセンスアプリケーションを購入する場合（App Store Connectツールで示されているデベロッパの選択に応じて、本別紙2を締結する前に行われた購入を含みます）、並びに、単一の組織の顧客が大量コンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザが利用できるようにライセンスアプリケーションを購入する場合、および/または大量コンテンツ規約、条件およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、iTunesアカウントと関連付けられていないデバイスにインストールするためにライセンスアプリケーションを購入する場合に、複数のエンドユーザが使用するために、本別紙2に基づき、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾すること。

(e) エンドユーザが支払うべきライセンスアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有せず、かつ、本別紙2の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、販促資材およびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビューおよび/または30秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、並びに (iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、販促資材およびギフトカードにおいて、並びに車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパが、Appleに提供することがある画像およびその他のマテリアルを使用すること。

(g) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報並びに本別紙2に基づきライセンスアプリケーションの販売および配布時に合理的に必要な関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙2の第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとする。並びに、

(h) 本契約、利用可能性、および随時App Store Connectツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版（ベータ版テスト）の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、かかるデベロッパのアプリケーションのプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザに関するあらゆる使用料の支払いまたはその他の第三者に対する支払い、並びにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが引き続き責任を負うについて、同意するものとします。疑義を避けるため、かかる配布に関し、Appleに対し、いかなる手数料も支払われません。

1.3 両当事者は、本別紙2に基づくその関係が、添付書類A第1条および添付書類A第2条でそれぞれ定める通り、場合により、本人および代理人、または本人および間屋であること、並びに、本別紙2で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連あらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認識し、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙2に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人または間屋としての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認識し、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布

するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および／または間屋に選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、並びに、AppleおよびApple子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを表明及び保証するものとします。

1.4 本別紙2に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日から発効する期間をいうものとし、本契約の最終日あるいは更新日をもって失効する期間をいいます。但し、デベロッパの代理人および間屋としてのAppleの指名は、本契約の終了後も30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙2の第5.1条および第7.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザに関してのみ、本別紙2の第1.2条 (b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2. Appleへのライセンスアプリケーションの納品

2.1 デベロッパは、App Store Connectツールまたはその他のAppleが提供するメカニズムを使用してAppleに対して自己の負担をもってライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報並びに関連メタデータを、本別紙2に基づきエンドユーザからライセンスアプリケーションの配布を要求されているようにAppleが説明するフォーマットで納品するものとします。本別紙2に基づきデベロッパがAppleに配布するメタデータは、以下の各号すべてを含みます。(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが可能にするようデベロッパが希望し、指定する国、(iii) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 該当する場合、本別紙2第4.2条に基づくデベロッパのエンドユーザ使用許諾契約 (EULA)、並びに、(vi) Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメントおよび／またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、Secure FTPサイトアドレスのサイトのソフトウェアツールおよび／またはAppleが指定するその他配布方法を使用してデベロッパからAppleに配布されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙2に基づきデベロッパがAppleに引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則 (EAR) 15 C.F.R. Parts 730-774および国際武器取引規則 (ITAR) 22 C.F.R. Parts 120-130を含みますがこれらに限定されないあらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類Aに列挙する各国へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。本第2.3条の一般条項に限ることなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、あるいは(ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令 (EAR) を遵守していることを証明し、かつ、デベロッパの暗号登録番号 (ERN)、米国商務省産業安全保障局が発行する輸出規制分類番号 (CCATS)、並びに、必要に応じて、当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の国々からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、本別紙2に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザがアクセスしたり、ダウンロードしたりできるように定める第2.3条のデベロッパの証明をAppleが拠り所としていることを認識するものとします。本第2.3条の定める以外の事項について、Appleは、本別紙2に基づくライセンスアプリケーションへのエンドユーザのアクセス並びにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所におけるデベロッパの許諾されたアプリケーションに提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、または他のコンテンツ適用される政府の規制、評価委員会、サービス、または

他の組織（以下、それぞれを「評価委員会」といいます）が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザーサービスを決定し実装する責任を有するものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザがデベロッパの許諾されたアプリケーション中の、成人向けまたは他の規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. エンドユーザへのライセンスアプリケーションの提供

3.1 デベロッパは、Apple が、デベロッパの代理人および／または問屋として行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングすること、本別紙2の第1.2条(b)項に従って第三者にホスティングを許可できるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザによるダウンロードの許可をすることについて、認識して同意するものとします。但し、App内購入APIを使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ（即ち、App内購入が単にロックしていないコンテンツ）または本契約の付属書2の第3.3条に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負担するものとします。すべてのライセンスアプリケーションは、App Store Connect ツールに定められ、Appleにより随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパの自由裁量により、1つの価格帯に特定された、デベロッパが指定した価格で、Appleがデベロッパを代理してエンドユーザに販売するものとします。また、デベロッパは、App Store Connect で選択することにより、認定された組織の顧客に対してデベロッパが設定した価格帯から50%割引でライセンスアプリケーションを販売するようAppleに指示することができます。デベロッパは、App Store Connect ツールに定められ、随時アップデートされることがある価格表に従って、あらゆるライセンスアプリケーションの価格帯をデベロッパの裁量でいつでも変更することができます。Appleは、デベロッパの代理人および／または問屋として、本別紙2に基づいてエンドユーザが入手したライセンスアプリケーションについて、かかるエンドユーザが支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負うものとします。

3.2 エンドユーザへのライセンスアプリケーションの販売または配布が適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザへのライセンスアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および送金の責任は、App Store Connectサイトで随時アップデートされる、本別紙2に対する添付書類Bに従って決定されるものとします。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金並びにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を蒙らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を促進するために、Appleは、特に(i)デベロッパの所在国、および(ii)ライセンスアプリケーションにアクセスできるようにすることをAppleに対して希望する国としてデベロッパが指定した国に応じて、デベロッパが本別紙2に対する添付書類CまたはApp Store Connectに列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙2に対する添付書類Cで求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供する前に、Appleがデベロッパのライセンスアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Appleはその金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供するときまで、デベロッパのためにその金額を保管することができるものとします。Appleは、本第3.3条に基づき本別紙2の定めに従って、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Appleがデベロッパのために保管していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金するものとします。

3.4 Appleは、本別紙2に基づくデベロッパの代理人および／または問屋としてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

(a) Appleは、エンドユーザへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザが支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ

(以下に定義)内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有します。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが(例えば、解約または不払いなどの理由により)終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。但し、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。本第3.4条(a)項に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、エンドユーザが支払うべき価格は、本別紙2の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

(b) App Store Small Business Program。デベロッパがApp Store Small Business Programの資格を満たしAppleから承認されている場合、Appleは、App Store Connectサイトで随時アップデートされる、本別紙2の添付書類Bに列挙する国々に所在するエンドユーザへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザが支払うべきすべての価格の15%に引き下げられた手数料を受け取る権利を有します。デベロッパは、本契約、本別紙2、および以下の条件に従って、App Store Small Business Programにおける承認に必要な資格を満たすことができます。

標準的な商慣行に基づいてAppleが計算する、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの2020暦年以降の前暦年の12会計月(以下、「暦年」といいます)における合計収益額が1,000,000ドル以内(Appleの手数料並びに特定の税額および調整額を除いた純売上額)でなければなりません。

App Store Small Business Programへ登録するには、デベロッパは、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントに関する求められた情報をすべてAppleに提供しなければなりません。デベロッパとその関連するデベロッパアカウントとの関係に変更があった場合、デベロッパはそうした情報を更新しなければなりません。「関連するデベロッパアカウント」とは、(i)デベロッパが所有もしくは管理する、または(ii)デベロッパのアカウントを所有もしくは管理するApple Developer Programアカウントを指します。例えば、本契約および本別紙2の条件に同意した個人または法人で、以下のいずれかの条件が当てはまるデベロッパには、関連するデベロッパアカウントが存在します。

- 別のApple Developer Programメンバーのアカウントの所有権または株式において、当該デベロッパが企業、個人、またはパートナーシップの持ち分の過半数(50%以上)を保有している。
- 別のApple Developer Programメンバーが、当該デベロッパのアカウントの所有権または株式において、企業、個人、またはパートナーシップの持ち分の過半数(50%以上)を保有している。
- 当該デベロッパが、別のApple Developer Programメンバーのアカウントに対する最終決定権を有している。
- 別のApple Developer Programメンバーが、当該デベロッパのアカウントに対する最終決定権を有している。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple Developer Programのメンバーとして優良な状態である必要があります。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの現暦年における合計収益額が1,000,000ドルを超えた場合、当該暦年の残りの期間については、本別紙2の第3.4条(a)項に定める標準の手数料率でデベロッパに請求されます。

Appleは、各会計暦月の末日から15日以内に、App Store Small Business Programへの参加資格の有無を判断し、資格を満たしているデベロッパに対して参加を承認します。

その後の1暦年においてデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの合計収益額が1,000,000ドル以内である場合、デベロッパは翌暦年のApp Store Small Business Programへの承認に必要な資格を再度満たすことができます。

2021年1月1日以降、譲渡人または譲受人としてライセンスアプリケーションの譲渡に関与したデベロッパは、App Store Small Business Programに参加する資格を失います。例えば、当該デベロッパがApp Store Connectツ

ールを使用してライセンスアプリケーションを自身のデベロッパアカウントから別のデベロッパアカウントに譲渡する場合、当該デベロッパ（譲渡人）と相手のデベロッパアカウント（譲受人）はどちらも、App Store Small Business Programに参加する資格を失います。同様に、別のデベロッパがApp Store Connectツールを使用してライセンスアプリケーションを自身のデベロッパアカウントから当該デベロッパのデベロッパアカウントに譲渡する場合も、当該デベロッパ（譲受人）と相手のデベロッパアカウント（譲渡人）はどちらも、App Store Small Business Programに参加する資格を失います。

App Store Small Business Programへの資格認定に関連して、デベロッパまたはその関連するデベロッパアカウントが疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合（例えば、虚偽または不正確な情報をAppleに提供すること、App Store Small Business Programから不適切に利益を得るために複数のApple Developer Programアカウントを作成または使用すること）、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Appleの裁量でApp Store Small Business Programへの参加資格が失われ、解除されるものとします。

Appleは、本規定に違反したデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントへの支払いを留保できるものとします。

本別紙2の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙2の第3.4条に定められている手数料を、ライセンスアプリ

ケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはエンドユーザの義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売については、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Appleは、本書に基づきエンドユーザに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザから金額を徴収するときに、当該ライセンスアプリケーションに関するAppleの手数料全額と本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収するあらゆる税金を差し引いて、Appleの標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金するか、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパがApp Store Connectサイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があること、および(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額をAppleがエンドユーザから受け取った月の末日から45日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Appleは、当該月に販売されたライセンスアプリケーションおよびAppleからデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から45日以内にApp Store Connectサイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは、本書により、エンドユーザへのライセンスアプリケーションの配布について、Appleが当該ライセンスアプリケーションの価格を当該エンドユーザから徴収できない場合でも、Appleが本第3.5条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Appleがエンドユーザから受け取ったライセンスアプリ

ケーションの購入価格の通貨がAppleとデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙2の第3.1条に従って、App Store Connectツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Appleがデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Appleは、App Store Connectにおいて、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨（以下、「指定通貨」といいます）を指定できるようにする手段を提供することがあります。Appleは、デベロッパに送金する前に、Appleの提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額またはAppleの提携銀行により請求される手数料が当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行とAppleの提携銀行を仲介する銀行から請求される手数料（例えば、銀行振込手数料）をすべて支払う責任を引き続き負うものとします。

3.6 エンドユーザが支払うべきライセンスアプリケーションの価格が (i) 源泉徴収もしくは類似する税金、(ii) 本別紙の第3.2条に基づきAppleが徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、もしくはその他の税金もしくは賦課金、または (iii) その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金または賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙2に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7 Appleからのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Appleは、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Appleは、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。但し、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleが満足できる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するのに十分な文書をAppleに提供している場合に限り、Appleが合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからAppleに対し適時に書面による要求があった場合、Appleは、Appleがデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、並びに罰金および/またはその利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を蒙らせないものとします。

3.8 デベロッパは、一部のテリトリーにおいて、本別紙2の条件に従って、App内購入APIを使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。但し、以下の条件を満たしている場合に限り、

(a) 自動更新機能は、デベロッパがApp Store Connectツールで選択する価格で、1週間ごと、1か月ごと、2か月ごと、3か月ごと、半年ごと、または1年ごとの設定である必要があります。デベロッパは、デベロッパのサブスクリプションについて複数の期間およびサービスレベルを提供することができ、顧客がサブスクリプショングループのオプションの中で簡単にアップグレード、ダウングレード、およびクロスグレードできるように、サブスクリプショングループ内でこれらのサブスクリプションアイテムを関連付けてランク付けすることができます。デベロッパは、サブスクリプション利用者がアップグレードまたはクロスグレード（異なる期間へのクロスグレードを除く）する場合は、当該サービスレベルが直ちに開始され、それに応じてデベロッパの収益が調整されること、およびサブスクリプション利用者がダウングレードする場合は、現在のサブスクリプション期間が終了した時点で新しいサービスが開始されることを理解し、これに同意するものとします。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル（App内の製品名と同じである場合がある）
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価（該当する場合）

デベロッパのライセンスアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできなければなりません。

(c) デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体（デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みます）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙2の本第3.8条(c)項に違反した場合、本書により、Appleに対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザが支払った価格の全額または一部をAppleの自由裁量により、エンドユーザに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。Appleは、エンドユーザへの価格の返金にかかわらず、当該サブスクリプションの販売に対するAppleの手数料を保持する権利を有するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙2の第7.3条に基づくAppleの権利を行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connectツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持することを選択できます。エンドユーザの同意が必要となる国に所在する既存のサブスクリプション利用者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション利用者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションの販促および販売をする場合、あらゆる法規制上の要求を遵守しなければなりません。

3.11 ライセンスアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App内購入を使用する必要があります。

App内購入APIを使用することに加えて、ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で（例えば、デベロッパのウェブサイトを通じて）提供されるコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ）を読み込みまたは実行することができます。但し、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、販促をしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの（例えば、雑誌や新聞など）である場合、Appleは、それらがApp内購入APIを通じて自動更新サブスクリプションを購入する際、デベロッパに対し、エンドユーザのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。但し、当該ユーザが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、並びに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品の販促にのみ使用し、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲覧可能でなければならず、かつ、同意されたデベロッパの公に掲載されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

3.13 デベロッパは、一部のテリトリーにおいて、本契約、本別紙2、および以下の条件に従って、サブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパの自動更新サブスクリプションの販促をすることができます。

(a) サブスクリプションオファーコードとは、これらの条件に従いAppleがデベロッパに提供するコードであり、デベロッパから1つ以上のサブスクリプションオファーコードを提供されたエンドユーザが、デベロッ

パのライセンスアプリケーションをダウンロードまたはこれにアクセスできるようになるものです。

(b) デベロッパよりApp Store Connectツールにより請求を受けたときは、Appleはサブスクリプションオフターコードをデベロッパに対して電子的に提供するものとします。サブスクリプションオフターコードは、デベロッパに提供されたときに、エンドユーザが使用できるようアクティブになります。

デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションを販売または配布することが許可されていないテリトリーにおいて、アクティブでなくなったサブスクリプションオフターコードをエンドユーザに配布してはなりません。

デベロッパは、テリトリー外における使用のためにいかなるサブスクリプションオフターコードも輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利または能力を有していると表明しないものとします。

サブスクリプションオフターコードに対する権原の喪失および移転の危険は、デベロッパに引き渡されたときにデベロッパに移転します。

デベロッパは、デベロッパがサブスクリプションオフターコードを配布するテリトリーにおける適用法令をすべて遵守するものとします。

(c) Appleは、サブスクリプションオフターコード自体を除き、サブスクリプションオフターコードに関連するいかなる素材の開発および作成についても責任を負わないものとします。

デベロッパは、サブスクリプションオフターコードの売却、またはサブスクリプションオフターコードの配布に関連していかなる形式の支払、現物取引もしくはその他の報酬の受取もしないものとし、また、デベロッパは第三者にかかる行為を行わせないものとします。

エンドユーザがサブスクリプションオフターコードを使用してデベロッパのライセンスアプリケーションのサブスクリプションに無料でアクセスできる期間において、デベロッパは本書により、かかるアクセスに対する使用料、収益もしくは報酬について、本契約、本別紙2および本契約に対する別紙1の適用ある場合に、本項の定めがなければこれらに基づき支払われることがあると否とにかかわらず、これらを徴収する一切の権利を放棄します。両当事者は、Appleおよびデベロッパ間においては、サブスクリプションオフターコードによりデベロッパのライセンスアプリケーションでサブスクリプションにアクセスするエンドユーザに関する第三者に対する使用料の支払またはこれに類する支払に対する各当事者の責任は本契約および本別紙2の定めによるものとするを認めます。

デベロッパは、デベロッパによるサブスクリプションオフターコードの使用（デベロッパのApp Store Connectチームのその他のメンバーによる使用を含みます）およびこれによるデベロッパまたはAppleに対する一切の損失または債務につき単独で責任を負うものとします。

デベロッパのライセンスアプリケーションがなんらかの理由でApp Storeから削除された場合、デベロッパはすべてのサブスクリプションオフターコードの配布を停止することおよびAppleは当該サブスクリプションオフターコードをディアクティベートすることができることに同意します。

デベロッパは、Appleはデベロッパが本契約または本別紙2の条項のいずれかに違反した場合、すでにエンドユーザに配布済みであったとしても当該サブスクリプションオフターコードをディアクティベートする権利を有するものとするに同意します。

(d) デベロッパは、以下のサブスクリプションオフターコードに関するエンドユーザ条項を、エンドユーザ

にサブスクリプションオファー

コードを配布するために使用されるすべての手段（例えば、証明書、カード、電子メール、クーポン、オンライン投稿）において、記載しなければなりません。（i）コードの有効期限日または提供数が終了するまでであること、（ii）コードを利用できるテリトリー、（iii）Apple IDが必要であり、使用許諾条項および利用規約に事前に同意する必要があること、（iv）コードは転売できないこと、およびコードに金銭的な価値がないこと、（v）全条項が適用されること（<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/>を参照）、並びに

（vi）オファーおよびコンテンツはデベロッパにより提供されること。

3.14 利用可能な場合、デベロッパは、デベロッパが提供する複数のライセンスアプリケーションを1つのコレクション（以下、「バンドル」といいます）として、App Store Connectツールに定められ、随時アップデートされることがある、デベロッパが指定した価格帯で、エンドユーザに提供することができます。さらに、デベロッパは本書により、Appleが、バンドル内の全部ではなく一部のライセンスアプリケーションを購入したユーザに対し、バンドル内の残りのアイテムへのアクセスおよび当該アイテムのダウンロード（以下、「コンプリート・マイ・バンドル」または「CMB」といいます）をCMB価格で提供することを許可し、指示するものとします。デベロッパは、CMB価格（デベロッパが設定したバンドル価格からユーザが先に購入済みのライセンスアプリケーションに対して支払った小売価格の合計を差し引いた金額に相当します）に対する収益を受け取るものとします。CMB価格がApp Store Connectツールに定められている価格帯のもとで価格帯1より低くゼロより高い場合、デベロッパは本書により、Appleが当該ユーザに対するCMB価格を価格帯1に設定することを許可し、指示するものとします。CMB価格がゼロより低い場合、デベロッパは本書により、Appleがバンドル内の残りのライセンスアプリケーションをエンドユーザに無料で提供することを許可し、指示するものとします。各CMB取引は、デベロッパの明細書に以下のように反映されます。（i）バンドルに支払われた価格でのバンドル全体の新規販売（CMB販売と記載）、および（ii）対象となる、バンドルに含まれている購入済みの各ライセンスアプリケーションについて、当該ライセンスアプリケーションにこれまで支払われた金額の返金（すなわち、マイナスの取引）（それぞれCMB返金と記載）。価格帯0で提供されるバンドルでは、本別紙2の第3.8条に従って、バンドルに含まれる各ライセンスアプリケーションで自動更新サブスクリプションサービスを提供する必要があります。また、バンドルに含まれるいずれかのアプリケーション内からそうしたサブスクリプションサービスを購入するユーザは、追加費用なしで、バンドル内のその他の各ライセンスアプリケーションでも当該サブスクリプションサービスにアクセスできなければなりません。

4. 所有権およびエンドユーザへの使用許諾

4.1 本契約の当事者は、Appleがライセンスアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを確認し、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。但し、本契約または本別紙2で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

4.2 デベロッパは、本別紙2の第2.1条に基づきライセンスアプリケーションをAppleに納品する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザ使用許諾契約をAppleに対して提出するものとします。但し、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約には、本別紙2の添付書類Dに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件と齟齬してはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約は、エンドユーザによるライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが許可することをデベロッパが希望するあらゆる国の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Appleは、各エンドユーザに対し、Appleが当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザに送信する際に、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約（存在する場合）を検討することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約（存在する場合）で定める条件の適用を受ける旨を通知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザ使用許諾契約をAppleに提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Appleの標準エンドユーザ

使用許諾契約（これは、App Storeサービス規約の一部です）が適用されることを認識および同意するものとします。

4.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザ使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザの間だけに契約であることを認識しておくものとし、エンドユーザは、適用法令を遵守しなければならないものとします。Appleは、いかなるエンドユーザ使用許諾契約に対して一切責任はないものとし、デベロッパあるいはエンドユーザがいかなるエンドユーザ使用許諾契約に違反、あるいはエンドユーザ使用許諾契約の条件に違反しても、一切責任はないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、下記の (a) ~ (f) のすべての事実に相違ないことを表明および保証するものとします。

(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、およびエンドユーザが、App Storeを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードすることをAppleが許可する権限をAppleに与えること、(b) ライセンスアプリケーションまたはAppleもしくはエンドユーザによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、社団、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権あるいは契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションをAppleに提出しないこと、(c) ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙2第2.1条で指定した国それぞれで流通、販売、利用すること、当該指定国へ輸出あるいは輸入することが当該国の法規制およびその他の適用のあるあらゆる輸出入規制を遵守していること、(d) ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻や、公序良俗に反するようなもの、あるいは、デベロッパが本別紙2の第2.1条で指定した国の法令規則で禁止あるいは制限されているようなものは一切含んでいないこと、(e) ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報は、正確であること、また万一かかる情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して直ちに正確なものとなるよう更新すること、並びに

(f) デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツまたはApp Storeでのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該の紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共用をAppleに認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリ紛争プロセスに従うことに同意するものとします。

5.2 デベロッパは、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが納品したライセンスアプリケーションそれぞれの、AppleによるApp Storeを介して本別紙2に基づき実施するマーケティングおよびAppleの義務履行に関する情報を提供し、ライセンスアプリケーションそれぞれに対してレーティングを行うものとします。各ライセンスアプリケーションに対してレーティングを行うため、デベロッパは、最善の努力をなし、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツについて正しくかつ完全な情報を提供します。デベロッパは、Appleが本契約でデベロッパが指定する各国でエンドユーザがライセンスアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の (i) および (ii) の情報に依拠していることを認識し同意します。(i) デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、並びに (ii) 本別紙の第5.1条に示すデベロッパの事実関係の表明および保証。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるライセンスアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとします。そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとします。

5.3 本契約でデベロッパが指定する国が、当該ライセンスアプリケーションの配布、販売および/または利用の条件として、政府あるいは業界取り締まり当局による承認あるいはレーティングを要求した場合、デベロッパは、当該国のエンドユーザがApp Storeから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを拒絶することをAppleは選択できることに異議を述べないものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いライセンスアプリケーション、および購入するように子どもに働き掛けたり（「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」な

どの語句を含みますが、これらに限定されません)、子どものために購入するよう他者に促したりするライセンスアプリケーションは、かかるマーケティング活動が違法とされているテリトリーにおいて提供してはなりません。デベロッパは、本別紙2の第5.1条(c)項に従って、デベロッパのライセンスアプリケーションが適用法令(消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません)を遵守していることについて全責任を負うことに明示的に同意するものとします。欧州連合の加盟国における法的要件の詳細については、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfair-trade/index_en.htmを参照してください。

6. 義務および責任

6.1 Appleは、エンドユーザによるライセンスアプリケーションのインストールおよび/あるいは使用に関して一切責任はないものとします。すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザの支援および製品サポートすべてについて全責任を負うものとします。

6.2 デベロッパは、例えば、(i)エンドユーザ使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反、(ii)製造物責任に関する請求、(iii)ライセンスアプリケーションのいずれかおよび/またはエンドユーザによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害するなど、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザによるライセンスアプリケーションの使用あるいはその両者に起因または関連する請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Appleは一切責任を負わないものとします。

6.3 Appleが、エンドユーザから(i)エンドユーザがライセンスアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内(かかる自動更新サブスクリプション期間が90日未満である場合)に、エンドユーザが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または(ii)ライセンスアプリケーションがデベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザが支払った価格の全額をエンドユーザに返金することができるものとします。Appleがかかる価格をエンドユーザに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。その場合、Appleは、エンドユーザへのかかる価格の返金にかかわらず、当該ライセンスアプリケーションの販売に対するAppleの手数料を保持する権利を有するものとします。

7. 契約の解除

7.1 本別紙2およびAppleの本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Appleは、(i)終了日より前(本書の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます)にエンドユーザがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および(ii)終了日の前後を問わず、本別紙2の第6.3条に従ってAppleがエンドユーザに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Appleは、エンドユーザの返金を計算して相殺するために合理的であるとAppleが判断する一定の期間、デベロッパへのすべての支払いを留保できるものとします。デベロッパまたはデベロッパの関連

開発業者が疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、もしくは不誠実な行為もしくは不作為に関わった、またかかる行為もしくは不作為に関わるように他のデベロッパを促した、もしくは他のデベロッパによるかかる行為もしくは不作為に加担したとAppleが判断した場合またはその旨が疑われる場合はいつでも、Appleは、デベロッパまたはそうした他の開発業者への支払いを留保できるものとします。

7.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、あるいは、本別紙2に基づきAppleに対してエンドユーザが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可することを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトに設けたツールを用いて、App Storeより当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。但し、デベロッパが本第7.2条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙2に基づくデベロッパのAppleに対する義務、あるいはAppleおよび／またはエンドユーザに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責しません。

7.3 Appleは、いつでも、理由の有無にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびエンドユーザによるダウンロードの許可を中止する権利を留保するものとします。本第7.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、

(i) デベロッパは、本別紙の第2.1条に基づき、添付書類Aに列挙する1つ以上の国に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令（EAR）に基づき許可されておらず、(ii) 当該ライセンスア

プリケーション、またはエンドユーザがライセンスアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙2の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つ以上の国の適用法令に違反し、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙2、または、App Store審査ガイドラインを含みますがこれらに限らない、その他のドキュメントの条件に違反した、あるいは(v) デベロッパのライセンスアプリケーションが本別紙2の第5.4条に違反した（規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません）と合理的に判断する場合、Appleの自由裁量により、ライセンスアプリケーションの一部または全部の販売およびエンドユーザによるダウンロードの許可を中止し、またはその他の暫定的措置を取ることがあることについて了解するものとします。Appleが、本第7.3条に基づいて、ライセンスアプリケーションの販売およびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙2に基づくデベロッパの義務は免責されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connectサイトのツールを用いて理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部をApp Storeから削除することができるものとします。但し、デベロッパのエンドユーザに関して、デベロッパは、本条をもって、Appleに対し、本別紙2の第5.1条および7.2条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙2の第1.2条(b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項を履行することを許可および指示するものとします。

8. 法的帰結

本別紙2に基づくデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的責任および／または税務上の帰結をもたらすことを了解するものとします。すなわち、デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパの顧問弁護士および顧問税理士と協議しなければならないことを了解するものとします。

デベロッパは、本書によりAppleがデベロッパに提供する本別紙3に対し、クリックして同意することにより、デベロッパとAppleとの間で現在有効である特定のApple Developer Program使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）を修正して本契約に本別紙3を追加する（既存の別紙3がある場合は置き換える）ことについてAppleに同意するものとします。本書において別途定める場合を除き、（英文では）大文字で始まる用語はすべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙3

1. 代理人および問屋の指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびAppleの子会社（本別紙3において「Apple」と総称します）を（i）本別紙3に対する添付書類A第1条に列挙する国々（変更されることがあります）に所在する、カスタムAPPディストリビューションカスタマーおよび該当するエンドユーザに対するカスタムAPPディストリビューションを介したデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、（ii）本別紙3に対する添付書類A第2条に列挙する国々（変更されることがあります）に所在する、カスタムAPPディストリビューションカスタマーおよび該当するエンドユーザに対するデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパの問屋として、配布期間中、指名します。デベロッパのカスタムアプリケーションに関してデベロッパが選択できるApp Storeの国々の最新のリストは、App Store Connectツールにおいて定められなければならない、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、カスタムAPPディストリビューションサイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、カスタムアプリケーションのマーケティングをし、かつ、カスタムAPPディストリビューションカスタマーがカスタムアプリケーションを購入し、エンドユーザがダウンロードできるようにすること、または特定のAppleライセンスソフトウェアに関してのみ、カスタムAPPディストリビューションカスタマーが複数のエンドユーザに配布するために単一のApple IDを使用してダウンロードできるようにすることを認めます。

本別紙3において、以下が適用されます。

「コンテンツコード」とは、Appleが作成し、カスタムAPPディストリビューションカスタマーに配布するアルファベットと数字で表示されたコンテンツコードを意味し、エンドユーザはこのコードを利用してカスタムアプリケーションの使用許諾されたコピーをダウンロードすることができます。

「カスタムアプリケーション」には、デベロッパがApp内購入APIを使用してカスタムアプリケーション内で販売している、あらゆる追加的な許可されている機能、コンテンツ、またはサービスも含まれます。

「エンドユーザ」とは、組織の購入者によりカスタムアプリケーションの使用を許された個人、共用デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、およびその従業員、代理人および関連会社を使用するためにカスタムアプリケーションを入手したAppleが承認した教育機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

「ライセンスアプリケーション」は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張、スタンプまたはサービスを含むものとします。

「ライセンスアプリケーション情報」は、カスタムアプリケーションに関連するライセンスアプリケーション

情報を含みます。

「大量コンテンツサービス」とは、大量コンテンツ規約、条件、およびプログラム要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供するAppleプログラムをいいます。

「カスタムAPPディストリビューションカスタマー」とは、Appleの大量コンテンツサービスおよび／またはカスタムAPPディストリビューションに登録されている第三者をいいます。

「デベロッパ」とは、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザを含みます。

1.2 本別紙3の第1.1条に基づくAppleの指名に基づき、デベロッパはAppleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) デベロッパのために、App Store Connectツールで特定された国に所在する、デベロッパにより特定されたカスタムAPPディストリビューションカスタマーおよびそうしたカスタマーに関連するエンドユーザについて、カスタムアプリケーションを販売、勧誘および受注すること。

(b) カスタムアプリケーションのストレージおよびエンドユーザにアクセスさせるため、並びに、特定のAppleライセンスソフトウェアに関してのみ当該カスタムアプリケーションのホスティングを第三者に許可するために、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含む、エンドユーザが取得およびダウンロードするために、カスタムアプリケーションのコピーの作成、フォーマットおよびその他の準備を行うこと。

(d) カスタムAPPディストリビューションサイトを介して、エンドユーザが、デベロッパが開発した当該カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザが、カスタムアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可し、または、大量コンテンツ購入の海外移転の際に、エンドユーザがそうできるようにアレンジすること、並びに、デベロッパが、単一の組織の顧客が大量コンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザが利用できるようにカスタムアプリケーションを購入する場合、および／または大量コンテンツ規約、条件およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、iTunesアカウントと関連付けられていないデバイスにインストールするためにカスタムアプリケーションを購入する場合に、複数のエンドユーザが使用するために、本別紙3に基づき、デベロッパのカスタムアプリケーションの配布を許諾すること。

(e) カスタムAPPディストリビューションカスタマーが支払うべきカスタムアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有せず、かつ、本別紙3の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該カスタムアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したカスタムアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはカスタムアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、販促資材において、**および車両ディスプレイに関して、** (i) カスタムアプリケーションのスクリーンショットおよび／または30秒までの抜粋、(ii) カスタムアプリケーションに関連する商標およびロゴ、並びに (iii) ライセンスアプリケーション情報を使用するこ

と。さらに、宣伝目的で、販促資材において、**および車両ディスプレイに関して**、Appleの合理的な要請時に、デベロッパが、Appleに提供することがある画像およびその他のマテリアルを使用すること。並びに、

(g) その他、カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報並びに別紙3に基づきカスタムアプリケーションの販売および配布時に合理的に必要となる場合に関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙3の第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとする。

1.3 両当事者は、本別紙3に基づくその関係が、添付書類A第1条および添付書類A第2条でそれぞれ定める通り、場合により、本人および代理人、または本人および間屋であること、並びに、本別紙3で定める通り、デベロッパが、本人として、カスタムアプリケーションに関与または関連あらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認識し、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙3に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人または間屋としての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認識し、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのカスタムアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および／または間屋に選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、並びに、AppleおよびApple子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを表明および保証するものとします。

1.4 本別紙3に関して、配布期間とは、本契約の発効日から発効する期間をいうものとし、本契約の最終日あるいは更新日をもって失効する期間をいいます。但し、デベロッパの代理人または間屋としてのAppleの指名は、本契約の終結後も、デベロッパのカスタムアプリケーションの最後の未利用のコンテンツコードが利用されてから30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙3の第5.1条および第7.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザに関してのみ、本別紙3の第1.2条 (b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2. Appleへのカスタムアプリケーションの納品

2.1 デベロッパは、App Store Connectツールを使用してAppleに対して自己の負担をもってカスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報並びに関連メタデータを、本別紙3に基づきエンドユーザからカスタムアプリケーションの納品を要求されているようにAppleが説明するフォーマットで納品するものとし、このマテリアルをApp Store Connectサイトを介してカスタムアプリケーションとして特定するものとします。本別紙3に基づきデベロッパがAppleに配布するメタデータは、以下の各号すべてを含みます。(i) 各カスタムアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) カスタムアプリケーションの承認された購入者としてデベロッパが指定しており、所属するエンドユーザがコンテンツコードを使用できるカスタムAPPディストリビューションカスタマー、(iii) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 該当する場合、本別紙3第4.2条に基づくデベロッパのエンドユーザ使用許諾契約 (EULA)、並びに、(vi) Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメントおよび／またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのカスタムアプリケーションは、Secure FTPサイトアドレスのサイトのソフトウェアツールおよび／またはAppleが指定するその他配布方法を使用してデベロッパからAppleに配布されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙3に基づきデベロッパがAppleに引き渡すすべてのカスタムアプリケーションが、米国輸出管理規則 (EAR) 15 C.F.R. Parts 730-774および国際武器取引規則 (ITAR) 22 C.F.R. Parts 120-130を含みますがこれらに限定されないあらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類Aに列挙する各国へ輸

出することが許可されていることを保証するものとします。本第2.3条の一般条項に限ることなく、デベロッパは、(i) いかなるカスタムアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、あるいは(ii) いずれかのカスタムアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパがデベロッパの暗号登録番号(ERN)、米国商務省産業安全保障局が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、並びに、必要に応じて、当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の国々からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、本別紙3に基づくカスタムアプリケーションにエンドユーザがアクセスしたり、ダウンロードできるように定める第2.3条のデベロッパの証明をAppleが拠り所としていることを認識するものとします。第2.3条の定める以外の事項について、Appleは、本別紙3に基づくカスタムアプリケーションへのエンドユーザのアクセス並びにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所におけるデベロッパのカスタムアプリケーションに提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、または他のコンテンツ適用される政府の規制、評価委員会、サービス、または他の組織(以下、それぞれを「評価委員会」といいます)が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザーサービスを決して実装する責任を有するものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザがデベロッパのカスタムアプリケーション中の、成人向けまたは他の規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. エンドユーザへのカスタムアプリケーションの配布

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人および/または問屋として行為する過程において、デベロッパを代理して、カスタムアプリケーションのホスティングすること、コンテンツコードをカスタムAPPディストリビューションカスタマーに提供すること、および当該カスタムアプリケーションのエンドユーザによるダウンロードを許可することについて、認識して同意するものとします。但し、App内購入APIを使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、カスタムアプリケーション自体に含まれるコンテンツ(即ち、App内購入が単にロックしていないコンテンツ)またはプログラム契約の第3.3条に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負担するものとします。すべてのカスタムアプリケーションは、App Store Connectツールに定められ、Appleにより随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパの自由裁量により、1つの価格帯に特定された、デベロッパが指定した価格で、Appleがデベロッパを代理してカスタムAPPディストリビューションカスタマーのエンドユーザに販売するものとします。デベロッパは、App Store Connectツールに定められ、随時アップデートされることがある価格表に従って、あらゆるカスタムアプリケーションの価格帯をデベロッパの裁量でいつでも変更することができます。Appleは、デベロッパの代理人および/または問屋として、本別紙3に基づいてエンドユーザが入手したカスタムアプリケーションについて、カスタムAPPディストリビューションカスタマーが支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負うものとします。

3.2 エンドユーザへのカスタムアプリケーションの販売または配布が適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザへのカスタムアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および送金の責任は、App Store Connectサイトで随時アップデートされる、本別紙3に対する添付書類Bに従って決定されるものとします。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金並びにそれらに関する罰金および/または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を蒙らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を促進するために、Appleは、特に(i) デベロッパの所在国、および(ii) カスタムアプリケーションを販売してアクセスできるようにすることをAppleに対して希望する国として

デベロッパが指定した国に応じて、デベロッパが本別紙3に対する添付書類CまたはApp Store Connectに列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙3に対する添付書類Cで求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供する前に、Appleがデベロッパのカスタムアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Appleはその金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供するときまで、デベロッパのためにその金額を保管することができるものとします。Appleは、本第3.3条および本別紙3の定めに従って、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Appleがデベロッパのために保管していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金するものとします。

3.4 Appleは、本別紙3に基づくデベロッパの代理人および／または間屋としてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

Appleは、カスタムAPPディストリビューションカスタマーへのカスタムアプリケーションの販売について、各カスタムAPPディストリビューションカスタマーが支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ（以下に定義）内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有します。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが（例えば、解約または不払いなどの理由により）終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。但し、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。本第3.4条に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、カスタムAPPディストリビューションカスタマーが支払うべき価格は、本別紙3の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

本別紙3の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙3の第3.4条に定められている手数料を、カスタムアプリケーションの配布または使用に関連したあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはカスタムAPPディストリビューションカスタマーの義務を含む、税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有します。Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売については、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Appleは、本書に基づきカスタムAPPディストリビューションカスタマーが指定するエンドユーザに配布されるカスタムアプリケーションの価格として当該カスタムAPPディストリビューションカスタマーから金額を徴収するときに、当該カスタムアプリケーションに関するAppleの手数料全額と本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収するあらゆる税金を差し引いて、Appleの標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金するか、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパがApp Store Connectサイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があること、および(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額をAppleがエンドユーザから受け取った月の末日から45日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Appleは、デベロッパが当該月に販売されたカスタムアプリケーションおよびAppleからデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から45日以内にApp Store Connectサイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは、本書により、カスタムAPPディストリビューションカスタマーへのコンテンツコードの提供について、Appleが当該カスタムアプリケーションの価格を当該カスタムAPPディストリビューションカスタマーから徴収できない場合でも、Appleが本第3.5条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。AppleがカスタムAPPディストリビューションカスタマーから受け取ったカスタムアプリケーションの購入価格の通貨がAppleとデベロッパ間で合意した送金通貨以外である場合、当該カスタムアプリケーションの購入価格は、本別紙3の第3.1条に従って、App Store Connectツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換さ

れ、Appleがデベロッパに送金する金額が決定されるものとし、Appleは、App Store Connectにおいて、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨（以下、「指定通貨」といいます）を指定できるようにする手段を提供することがあります。Appleは、デベロッパに送金する前に、Appleの提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとし、デベロッパは、その結果生じる為替差額またはAppleの提携銀行により請求される手数料が当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとし、デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行とAppleの提携銀行を仲介する銀行から請求される手数料（例えば、銀行振込手数料）をすべて支払う責任を引き続き負うものとし、

3.6 カスタムAPPディストリビューションカスタマーが支払うべきカスタムアプリケーションの価格が (i) 源泉徴収もしくは類似する税金、(ii) 本別紙の第3.2条に基づきAppleが徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、もしくはその他の税金もしくは賦課金、または (iii) その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金または賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙3に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとし、

3.7 Appleからのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとし、Appleは、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとし、Appleは、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。但し、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleが満足できる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するのに十分な文書をAppleに提供している場合に限り、Appleが合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからAppleに対し適時に書面による要求があった場合、Appleは、Appleがデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとし、デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、並びに罰金および／またはその利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を蒙らせないものとし、

3.8 デベロッパは、一部のテリトリーにおいて、本別紙3の条件に従って、App内購入APIを使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。但し、以下の条件を満たしている場合に限り、

(a) 自動更新機能は、デベロッパがApp Store Connectツールで選択する価格で、1週間ごと、1か月ごと、2か月ごと、3か月ごと、半年ごと、または1年ごとの設定である必要があります。但し、デベロッパは複数のオプションを提供することができます。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとし、

- 自動更新サブスクリプションのタイトル（App内の製品名と同じである場合がある）
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価（該当する場合）

デベロッパのライセンスアプリケーション内またはカスタムアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできなければなりません。

(c) デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体（デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みません）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙3の本第3.8条（c）項に違反した場合、本書により、Appleに対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザが支払った価格の全額または一部をAppleの自由裁量により、エンドユーザに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。Appleは、エンドユーザへの価格の返金にかかわらず、当該サブスクリプションの販売に対するAppleの手数料を保持する権利を有するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙3の第7.3条に基づくAppleの権利を行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connect ツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持することを選択できます。エンドユーザの同意が必要になる国に所在する既存のサブスクリプション利用者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション利用者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションの販促および販売をする場合、あらゆる法規制上の要求を遵守しなければなりません。

3.11 カスタムアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App内購入を使用する必要があります。当該サービスの料金は、カスタムAPPディストリビューションカスタマーアカウントではなく、エンドユーザのiTunesアカウントに請求されます。

App内購入APIを使用することに加えて、カスタムアプリケーションは、カスタムアプリケーション外で（例えば、デベロッパのウェブサイトを通じて）提供されるコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ）を読み込みまたは実行することができます。但し、デベロッパは、カスタムアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファターのリンクを貼ったり、販促をしたりしないものとします。デベロッパは、カスタムアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのカスタムアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの（例えば、雑誌や新聞など）である場合、Appleは、それらがApp内購入APIを通じて自動更新サブスクリプションを購入する際、デベロッパに対し、エンドユーザのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。但し、当該ユーザが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、並びに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品の販促にのみ使用し、その他の点については、デベロッパのカスタムアプリケーション内で容易に閲読可能でなければならず、かつ、同意されたデベロッパの公に掲載されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

4. 所有権およびエンドユーザへの使用許諾

4.1 本契約の当事者は、Appleがカスタムアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを確認し、同意するものとし、カスタムアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Appleは、カスタムアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。但し、本別紙3で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

4.2 デベロッパは、本別紙3の第2.1条に基づきカスタムアプリケーションをAppleに納品する際に、当該カスタムアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザ使用許諾契約をAppleに対して提出するものとします。但し、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約には、本別紙3の添付書類Dに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件と齟齬してはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約は、米国の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Appleは、Appleが当該カスタムアプリケーションへのアクセスを許可している各エンドユーザに対し、Appleが当該カスタムアプリケーションを当該エンドユーザに送信する際に、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約（存在する場合）を検討することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザに対し、当該カスタムアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約（存在する場合）で定める条件の適用を受ける旨を通知するものとします。デベロッパがカスタムアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザ使用許諾契約をAppleに提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザによる当該カスタムアプリケーションの利用について、Appleの標準エンドユーザ使用許諾契約（これは、App Storeサービス規約の一部です）が適用されることを認識および同意するものとします。

4.3 デベロッパは、各カスタムアプリケーションに対するエンドユーザ使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザとの間のみに契約であることを認識しておくものとし、エンドユーザは、適用法令を遵守してなければならぬものとします。Appleには、いかなるエンドユーザ使用許諾契約に対して一切責任はないものとし、デベロッパあるいはエンドユーザがいかなるエンドユーザ使用許諾契約に違反、あるいはエンドユーザ使用許諾契約の条件に違反しても、Appleに一切責任はないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、下記の (a) ~ (f) のすべての事実に相違ないことを表明および保証するものとします。

(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、各カスタムアプリケーションを複製し配布する権利、およびエンドユーザが、カスタムAPPディストリビューションサイトを介して各カスタムアプリケーションをダウンロードすることをAppleが許可する権限をAppleに与えること、(b) カスタムアプリケーションまたはAppleもしくはエンドユーザによる当該カスタムアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、社団、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権あるいは契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者（単独または複数のカスタムAPPディストリビューションカスタマーから使用許諾されている者を除く）のために、カスタムアプリケーションをAppleに提出しないこと、(c) カスタムアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙3の第2.1条で指定した国それぞれで配布、販売、利用すること、当該指定国へ輸出または輸入することが当該国の法規制およびその他の適用あるあらゆる輸出入規制を遵守していること、(d) カスタムアプリケーションはいずれも、猥褻や、公序良俗に反するようなもの、あるいはデベロッパが本別紙3の第2.1条で指定した国の法令規則で禁止あるいは制限されているようなものは一切含んでいないこと、(e) カスタムアプリケーションに関する情報など、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報は、正確であること、また万が一かかる情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して直ちに正確なものとなるよう更新すること、並びに (f) デベロッパのカスタムアプリケーションのコンテンツまたはカスタムAPPディストリビューションサイトでのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該の紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共用をAppleに認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリ紛争プロセスに従うことに同意するものとします。

5.2 デベロッパは、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが納品したライセンスアプリケーションそれぞれの、AppleによるカスタムAPPディストリビューションサイト

を介して本別紙3に基づき実施するマーケティングおよびAppleの義務履行に関する情報を提供し、カスタムアプリケーションそれぞれに対してレーティングを行うものとします。各カスタムアプリケーションに対してレーティングを行うため、デベロッパは、最善の努力をなし、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該カスタムアプリケーションのコンテンツについて正しくかつ完全な情報を提供します。デベロッパは、Appleが本契約でデベロッパが指定する各国でエンドユーザがカスタムアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の (i) および (ii) の情報に依拠していることを認識し同意します。(i) デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、並びに (ii) 本別紙の第5.1条に示すデベロッパの事実関係の表明および保証。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるカスタムアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとします。そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとします。

5.3 本契約でデベロッパが指定する国が、当該カスタムアプリケーションの配布、販売および/または利用の条件として、政府あるいは業界取り締まり当局による承認あるいはレーティングを要求した場合、デベロッパは、当該国においてカスタムAPPディストリビューションサイトから当該カスタムアプリケーションをカスタムAPPディストリビューションカスタマーが購入および/またはエンドユーザがダウンロードすることを拒絶することをAppleが選択できることに異議を述べないものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いカスタムアプリケーション、および購入するように子どもに働きかけたり（「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません）、子どものために購入するよう他者を促したりするカスタムアプリケーションは、かかるマーケティング活動が違法とされているテリトリーにおいて提供してはなりません。デベロッパは、本別紙3の第5.1条 (c) 項に従って、デベロッパのカスタムアプリケーションが適用法令（消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません）を遵守していることについて全責任を負うことに明示的に同意するものとします。欧州連合の加盟国における法的要件の詳細については、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfair-trade/index_en.htmを参照してください。

6. 義務および責任

6.1 Appleは、エンドユーザによるカスタムアプリケーションのインストールおよび/あるいは使用に関して一切責任はないものとします。すなわち、デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザの支援および製品サポートすべてについて全責任を負うものとします。

6.2 デベロッパは、例えば、(i)エンドユーザ使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反、(ii)製造物責任に関する請求、(iii)カスタムアプリケーションのいずれかおよび/またはエンドユーザによるカスタムアプリケーションの保有もしくは使用が第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害するなど、カスタムアプリケーションまたはエンドユーザによるカスタムアプリケーションの使用あるいはその両者に起因または関連する請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Appleは一切責任を負わないものとします。

6.3 Appleが、エンドユーザから (i) エンドユーザがカスタムアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内（かかる期間が90日未満である場合）に、エンドユーザが当該カスタムアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または (ii) カスタムアプリケーションがデベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該カスタムアプリケーションに対してカスタムAPPディストリビューションカスタマーまたはエンドユーザが支払った価格の全

額を（場合に応じて）カスタムAPPディストリビューションカスタマーおよび／またはエンドユーザに返金することができるものとします。Appleがかかる価格をエンドユーザに返金した場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。その場合、Appleは、カスタムAPPディストリビューションカスタマーまたはエンドユーザへのかかる価格の返金にかかわらず、当該カスタムアプリケーションの販売に対するAppleの手数料を保持する権利を有するものとします。

7. 契約の解除

7.1 本別紙3およびAppleの本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Appleは、(i) 終了日より前（本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます）にカスタムAPPディストリビューションカスタマーに提供された、カスタムアプリケーションのコピーと引き換え可能なすべてのコンテンツコードに対するすべての手数料、並びに (ii) 終了日の前後を問わず、本別紙3の第6.3条に従って、AppleがカスタムAPPディストリビューションカスタマーおよび／またはエンドユーザに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Appleは、カスタムAPPディストリビューションカスタマーおよび／またはエンドユーザの返金を計算して相殺するために合理的であるとAppleが判断する一定の期間、デベロッパへのすべての支払いを留保できるものとします。デベロッパまたはデベロッパの関連開発業者が疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、もしくは不誠実な行為もしくは不作為に関わった、またかかる行為もしくは不作為に関わるように他のデベロッパを促した、もしくは他のデベロッパによるかかる行為もしくは不作為に加担したとAppleが判断した場合またはその旨が疑われる場合はいつでも、Appleは、デベロッパまたはそうした他の開発業者への支払いを留保できるものとします。

7.2 デベロッパがカスタムアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、あるいは、本別紙3に基づきAppleに対してエンドユーザが当該カスタムアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectツールに設けたツールを用いて、カスタムAPPディストリビューションサイトより当該カスタムアプリケーションを削除するものとします。但し、デベロッパが本第7.2条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙3に基づくデベロッパのAppleに対する義務、またはAppleおよび／もしくはエンドユーザに対するカスタムアプリケーションに関するいかなる責任も免責しません。

7.3 Appleは、いつでも、理由の有無にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザによるカスタムアプリケーションの販売、提供、並びにカスタムAPPディストリビューションカスタマーによる購入およびエンドユーザによるダウンロードの許可を中止する権利を留保するものとします。本第7.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、(i) デベロッパは、本別紙の第2.1条に基づき、添付書類Aに列挙する1つ以上の国に、当該カスタムアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令（EAR）に基づき許可されておらず、(ii) 当該カスタムアプリケーション、またはエンドユーザがカスタムアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該カスタムアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙3の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つ以上の国の適用法令に違反し、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙3、または、App Store審査ガイドラインを含みますがこれらに限らない、その他のドキュメントの条件に違反し

た、あるいは (v) デベロッパのカスタムアプリケーションが本別紙3の第5.4条に違反した（規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません）と合理的に判断する場合、Appleは、エンドユーザによるカスタムアプリケーションの一部または全部の販売およびエンドユーザによるダウンロードの許可を中止することがあることについて了解するものとします。Appleが、本第7.3条に基づいて、カスタムアプリケーションの販売およびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙3に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connectサイトに設けたツールを用いて理由の如何によらず、随時、カスタムアプリケーションの全部または一部をカスタムAPPディストリビューションサイトから削除することができるものとします。但し、デベロッパのエンドユーザに関して、デベロッパは、本条をもって、Appleに対し、本別紙3の第5.1条および7.2条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り、エンドユーザによる未利用のコンテンツコードの利用要求に応えること、また、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙3の第1.2条 (b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項を履行することを許可および指示するものとします。

8. 法的帰結

本別紙3に基づくデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的責任および／または税務上の帰結をもたらすことを了解するものとします。すなわち、デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパの顧問弁護士および顧問税理士と協議しなければならないことを了解するものとします。